

総量削減義務と排出量取引制度における
医療施設に対する削減義務率の緩和措置に
関するガイドライン

2020（令和2年）年4月

東京都環境局

目 次

1 基本的な考え方.....	1
2 適用期間	1
3 緩和措置の対象となる事業所の要件.....	1
4 緩和措置の程度.....	2
5 対象の確認方法.....	3
6 具体的な提出方法等	6
7 確認書の記載方法.....	7

第1号様式 医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書

1 基本的な考え方

主たる用途が、人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠である病院その他の医療施設（以下「医療施設」という。）で構成されている事業所については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都条例第 39 号。以下「規則」という。）第 4 条の 16 第 5 項に基づき、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）の第三計画期間に限り、削減義務率を減ずるもの（以下「緩和措置」という。）とする。

規則（令和 2 年 4 月 1 日施行）

第 4 条の 16

5 前項の規定にかかわらず、第一期該当事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成されるものの第三期削減義務率は、同項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、百分の二を減じて得た割合とする。

2 適用期間

第三計画期間（令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度まで）

3 緩和措置の対象となる事業所の要件

緩和措置の対象となる（主たる用途が医療施設である）事業所の要件は、第三計画期間において規則第 4 条の 16 第 1 項表中欄の削減義務率（27%又は 25%）が適用される事業所に医療施設があり、当該医療施設からの特定温室効果ガス排出量が 1/2 以上を占めている事業所とする（「排出量の 1/2 以上」の判断基準は、P. 3 及び P. 4「5 対象の確認方法」参照）。

(1) 緩和措置の対象となる事業所

緩和措置の対象は、第三計画期間において 27%又は 25%の削減義務率が適用される事業所である。このため、第三計画期間で新たに削減義務対象となる事業所又は第一計画期間あるいは第二計画期間の途中で削減義務対象となった事業所で第三計画期間中の削減義務率が 8%又は 6%、17%又は 15%である期間は対象とならない。

(2) 医療施設

医療施設とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所及び同法第 2 条第 1 項に規定する助産所をいう。

なお、当該医療施設が無くなるとその機能を失ってしまう付随施設（当該医療施設の管理下にあることが必須）も含むものとする。

付随施設の例：専ら当該医療施設関係者が使用する飲食及び日用品を提供する施設、運動施設等

医療法（昭和 23 年法律第 205 号） 抜粋

第 1 条の 5 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20 人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

第 2 条 この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。

4 緩和措置の程度

(1) 削減義務率から減ずる程度

緩和措置の対象となる事業所に対して、本制度の削減義務率から減ずる程度は 2%とする。この緩和措置は医療施設だけに適用するものではなく、当該医療施設を含む事業所の削減義務率に適用する。

表 1 削減義務率から減ずる程度

	適用前	適用後
区分Ⅰ－Ⅰの事業所	27%	25%
区分Ⅰ－Ⅱ又は区分Ⅱの事業所	25%	23%

(2) トップレベル事業所の削減義務率

緩和措置の対象となる事業所がトップレベル事業所（準トップレベル事業所を含む。）に該当する場合は、医療施設の緩和措置を適用した削減義務率に対して、トップレベル事業所の緩和率（1/2 又は 3/4）を乗じて当該事業所の削減義務率を算定する。

(例) 区分Ⅰ－Ⅰの事業所（削減義務率 27%）が医療施設の緩和措置に該当し、かつトップレベル事業所に該当する場合に適用する削減義務率は、次のように算定する。

$$(27\% - 2\%) \times 1/2 = 12.5\% \quad (\text{トップレベル事業所})$$

$$(27\% - 2\%) \times 3/4 = 18.75\% \quad (\text{準トップレベル事業所})$$

5 対象の確認方法

本制度において緩和措置の対象となる事業所であるか（事業所の主たる用途が医療施設であるか）の確認は、次の(1)から(3)までのおり行うこととする。

(1) 医療施設の有無の確認（手順①）

医療施設（P. 1 3 (2)に定義する「医療施設」）が、事業所内にあるか確認する。医療施設に該当するかは医療法に基づく許可書等や、実態を踏まえて判断する。

(2) 「排出量の 1/2 以上」の要件を確認する範囲（手順②）

医療施設が含まれる範囲（受電単位又は建物単位のいずれかを選択）において、医療施設が主要な施設である場合、当該範囲を（3）において「排出量の 1/2 以上」の要件を確認する範囲とする。

主要な施設であるかは、ア又はイの方法により判断する。

ア 受電単位

事業所を受電範囲ごとに分割し、(1)の医療施設の年間使用電力量(a)が、医療施設が存在する受電範囲の年間受電電力量(b)の 1/2 以上であれば主要な施設とする。電力量及び受電量は購買伝票等又は実測で把握することとする（把握方法については、総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第4章を参照）。

$$\text{割合} = \frac{\text{医療施設の年間使用電力量(a) [kWh]}}{\text{医療施設が存在する受電範囲の年間受電電力量(b) [kWh]}} \geq \frac{1}{2}$$

イ 建物単位

事業所を建物ごとに分割し、(1)の医療施設が占める床面積(c)が、医療施設が存在する建物の延べ床面積(d)の 1/2 以上であれば主要な施設とする。

$$\text{割合} = \frac{\text{医療施設が占める床面積(c) [m}^2\text{]}}{\text{医療施設が存在する建物の延べ床面積(d) [m}^2\text{]}} \geq \frac{1}{2}$$

(3) 「排出量の 1/2 以上」の確認（手順③）

(2)で確認した範囲における特定温室効果ガス排出量が事業所全体の排出量の 1/2 以上であるかを確認する。排出量は、購買伝票等又は実測で把握することとする

（把握方法については、総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン第4章を参照）。ただし、当該範囲の排出量が把握できない場合は、当該範囲の床面積が事業所の延べ床面積の 1/2 以上であったとき、「排出量の 1/2 以上」とみなすことも認める。

ア 排出量

$$\text{割合} = \frac{\text{(2)で確認した範囲 ((2)(2)ア又はイ) の排出量 [t-CO}_2\text{]}}{\text{事業所全体の排出量 [t-CO}_2\text{]}} \geq \frac{1}{2}$$

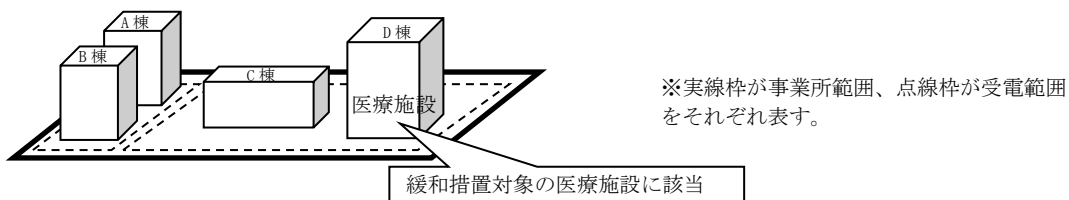
イ アでは確認できない場合

$$\text{割合} = \frac{\text{(2)で確認した範囲 ((2)ア又はイ) の床面積 [m}^2\text{]}}{\text{事業所の延べ床面積 [m}^2\text{]}} \geq \frac{1}{2}$$

～「医療施設」及び「排出量 1/2 以上」の確認方法の例～

手順① 医療施設の有無の確認

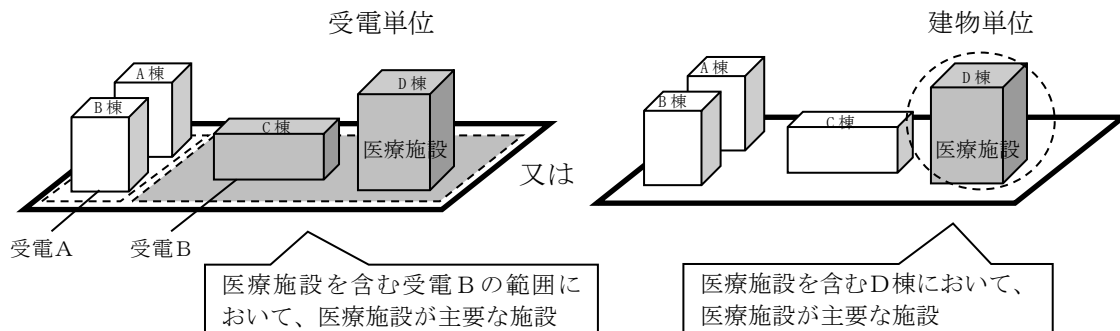
事業所内に医療施設があるか確認する。



手順② 「排出量の 1/2 以上」の要件を確認する範囲

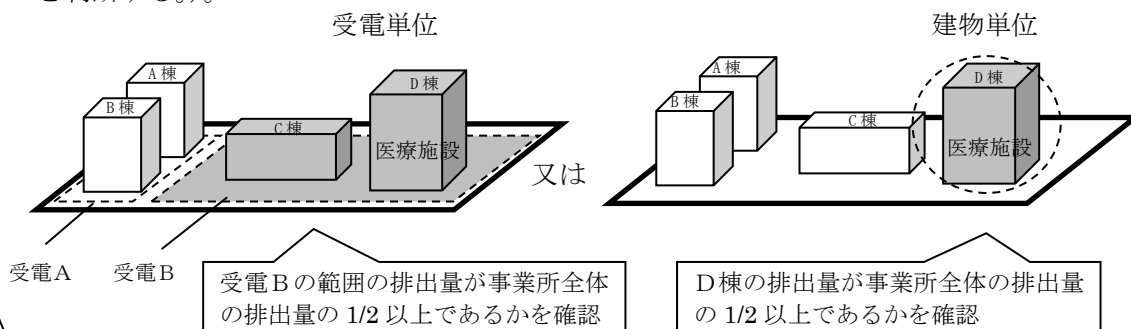
医療施設が含まれる範囲（受電単位又は建物単位）において、医療施設が主要な施設であるか確認する。受電単位では主要な施設とならない場合であっても、建物単位で主要な施設であると確認できれば、「排出量の 1/2 以上」の要件を確認する範囲を建物単位とすることができる。

※網掛けの受電範囲又は建物が要件確認する範囲となる。



手順③ 「排出量の 1/2 以上」の確認

手順②で医療施設が主要な施設であると確認された範囲における排出量が、事業所全体の排出量の 1/2 以上であるか確認する（排出量の把握ができない場合は床面積で 1/2 以上を判断する。）。



6 具体的な提出方法等

(1) 提出書類

次のア及びイを提出すること。なお、検証機関の検証は不要である。イの添付資料のうち、特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載がある内容については、提出の必要はない。また、既存の資料のコピー等の添付でも可とし、2か年度目以降変更がない場合は、添付資料の提出を省略することができる（変更がある場合は、変更後の最新版の資料を添付して提出）。

ア 医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書（第1号様式。以下「確認書」という。）

イ 添付書類

- (ア) 医療法に基づく許可書の写し（医療法第8条による開設の場合は届出書の写し）
- (イ) 医療施設の範囲がわかるもの（医療施設に係る平面図、建築確認申請書、賃貸借契約書等）
- (ウ) 医療施設が主要な施設であることがわかるもの（電力量や床面積等の資料）
- (エ) 医療施設を含む範囲の排出量が1/2以上であることがわかるもの
- (オ) その他、東京都が必要と認めたもの（購買伝票等）

(2) 提出時期

確認書等は地球温暖化対策計画書と同時に提出する。

確認書の提出による緩和措置は、提出年度の前年度のみに適用される（例えば、令和3（2021）年度に確認書を提出した場合は、令和2（2020）年度のみに適用）ため、引き続き緩和措置の要件に該当し、適用を受ける場合は、毎年度の地球温暖化対策計画書提出時に確認書を提出する必要がある。

(3) 東京都からの通知

東京都は、提出された確認書により緩和措置の要件を満たすか確認し、当該事業所へ確認結果（第三計画期間に適用する削減義務率から減ずる程度）を通知する。

また、緩和措置の適用を受けた以降の年度に、事業所の状況変化等によって確認書の内容が変更された又は確認書の提出がなされなかったことにより、東京都が緩和措置の要件を満たさなくなったと認めた場合には、当該事業者に対して、その旨を通知する。

表2 手続の流れ

年度等	第三計画期間		
	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度～令和7（2025）年度
事項	医療施設に対する 緩和措置の対象と なる事業所に該当	→ ◎11月末までに 計画書に添付し、 確認書を提出 →○都通知	以降、毎年度同様に提出

※令和3（2021）年度に提出された確認書により緩和措置の適用が認められた場合は、令和2（2020）年度の削減義務率が緩和される。

7 確認書の記載方法

確認書は、次のとおり記載する。

- ・ 「指定番号」及び「事業所の名称」欄
指定番号、事業所の名称は地球温暖化対策計画書及び特定温室効果ガス排出量算定報告書と同様に記載する。
- ・ 「1 医療施設が主要な施設であるかの確認」各欄
受電単位か建物単位のどちらかを選択し、該当する数値を入力する。割合については、計算段階で端数処理をせず、小数点第3位以下を切り捨てる（確認書のMicrosoft office Excelの自動計算により端数処理）。
また、電力量又は面積の説明欄には、範囲が明確にわかるように記載し、付随施設を含む場合は、その名称等を記載すること。
なお、記載する数値等は添付資料と整合すること。
- ・ 「2 排出量の1/2以上の確認」各欄
排出量（把握できない場合は床面積）の数値を入力する。割合については、計算段階で端数処理をせず、小数点第3位以下を切り捨てる（確認書のMicrosoft office Excelの自動計算により端数処理）。
なお、記載する数値等は添付資料と整合すること。
- ・ 「3 備考」欄
該当する場合はチェックを入力する（初回提出時はチェック不要）。
- ・ 「4 添付する書類」欄
添付書類の名称等を記載する。

第1号様式（医療施設に対する削減義務率の緩和措置に関するガイドライン）

医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書

指定番号		事業所の名称	
------	--	--------	--

1 医療施設が主要な施設であるかの確認

○ 受電単位	年間受電 電力量		kWh	○ 建物単位	建物の 延べ床面積		m ²
	医療施設の 年間使用 電力量		kWh		医療施設が 占める床面積		m ²
	割合		%		割合		%
電力量又は 面積の説明							

2 排出量の1/2以上の確認

○ 排出量	事業所全体の 排出量		t-CO ₂	○ 床面積*	事業所の 延べ床面積		m ²
	医療施設の要 件を確認した 範囲の排出量		t-CO ₂		医療施設の要 件を確認した 範囲の床面積		m ²
	割合		%		割合		%
排出量又は 面積の説明							

*排出量の把握ができない場合に選択してください。

3 備考

以下に、該当する場合は、をチェックしてください。

前回提出時から医療施設の状況に変化はない(二回目の申請以降にチェックしてください。)

4 添付する書類

	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり

(日本産業規格A列4番)